

ワンストップ特例制度をご利用される方へ

## ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

平成 28 年 1 月 1 日より当自治体のふるさと納税にお申込みいただいた方の中で、ワンストップ特例制度を利用される方については、申請書に個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認資料の添付が必要になります。

本人確認資料には、以下のいずれかが必要になりますので、ご準備をお願いします。個人番号（マイナンバー）の記入ミスや、本人確認資料が添付されていない場合はワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がございますので、ご注意ください。

### 本人確認資料の例

- 1 個人番号カードの両面コピー
- 2 通知カードの両面コピー

もしくは 個人番号が記載された住民票の写し +

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれかのコピー

### 本人確認資料のイメージ



(表面) 個人番号カード

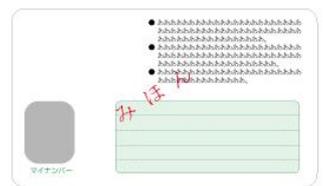


(裏面)



(表面)

通知カード



(裏面)



運転免許証



旅券



住民票

### ワンストップ特例申請書へのマイナンバー記載例

令和 年 月 日		市町村民税 道府県民税		寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
住所	整理番号				
	フリガナ				
	氏名				
	個人番号	[Red dashed box around the My Number field]			
電話番号	性別	男 女			
	生年月日	明 大 昭 平			

こちらに個人番号（マイナンバー）を誤りなく、ご記入下さい。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

## 【ご注意ください】

**確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。**

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

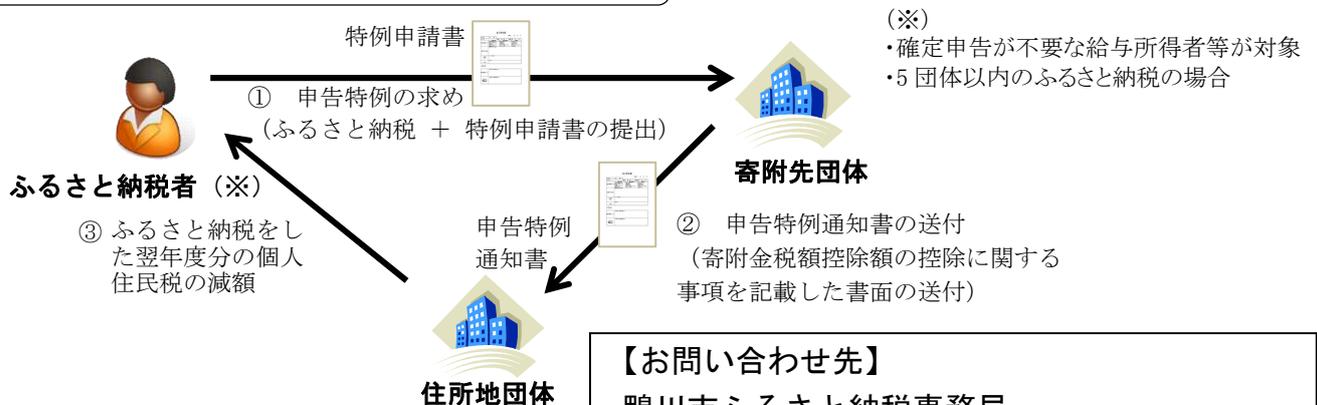
※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに鴨川市役所に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

**確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。**

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

### (参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



#### 【お問い合わせ先】

鴨川市ふるさと納税事務局

(鴨川観光プラットフォーム株式会社)

〒296-0001

千葉県鴨川市横渚 1459-5

【TEL】 04-7096-7030 【FAX】 04-7093-2462

【E-mail】 furusato@kamotabi.jp